

第一種フロン類充填回収業者 登録申請の手引き

1. 記入に際して

- (1) 申請書等にもれなく記入のうえ、提出書類一覧表によりチェックした後、提出して下さい。
- (2) 提出部数は1部です。(申請者において提出書類の控えを保管してください)

2. 申請に伴う登録申請手数料

- (1) 第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料 5,000円(更新時は4,000円)
- (2) 手数料は、石川県証紙で納入票にはり付けて下さい。

3. 提出先

石川県生活環境部環境政策課(Tel 076-225-1463)
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

令和3年4月

石川県生活環境部環境政策課

提出書類一覧表

[第一種フロン類充填回収業者 登録・更新用]

(申請者

)

提出書類	チェック欄
<p>1. 申請書(様式第1) (表面と裏面を両面(1枚)にして提出ください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所が複数ある場合には、2枚目以降に「事業所の名称及び所在地」以下の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。 	
<p>2. 本人を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の場合: 書類不要(住民基本台帳ネットワークで申請者情報を確認します。なお、検索に必要な情報(生年月日など)について電話で確認する場合がございます。) ・ 法人の場合: 発行日より3ヶ月以内の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 	
<p>3. フロン類回収設備の所有権を有すること(所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写し <ul style="list-style-type: none"> ○ 紛失などの理由より上記のいずれもご用意できない場合、申立書及び下記のフロン類回収設備の写真をご提出願います(①と②両方) <ul style="list-style-type: none"> ① フロン回収機のメーカー及び型式がわかる写真(台数分) ② フロン回収機全体が写る写真(同一機種が複数台ある場合は複数台の写真が1枚に収まるよう撮影してください) ・ 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し 	
<p>4. フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書に記載された以下の事項を示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ○ フロン類の回収設備の種類 <ul style="list-style-type: none"> CFC用、HCFC用、HFC用、CFC・HCFC兼用、CFC・HFC兼用、HCFC・HFC兼用、CFC・HCFC・HFC兼用 ○ 回収設備の能力 <ul style="list-style-type: none"> 200g/min未満、200g/min以上 	
<p>5. 申請者(法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員)が法第29条第1項の各号に該当しないことを説明する書類(誓約書)</p>	
<p>6. フロン類の充填及び回収に携わる者の資格等を示す書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フロン類の充填・回収の基準として、「フロン類の充填・回収に当たっては、十分な知見を有する者が、充填・回収を自ら行うか、又は立ち合うこと」が定められていますので、以下に記す十分な知見を有する者の資格を示す書類(資格・講習会修了証の写し等)の添付をお願いします。(充填及び回収のうち、登録しないものに係る書類の提出は不要です。) ○ 充填に係る十分な知見を有する者 <ul style="list-style-type: none"> A. 第一種冷媒フロン類取扱技術者(日本冷凍空調設備工業連合会) B. 第二種冷媒フロン類取扱技術者(日本冷媒・環境保全機構) C. 一定の資格等を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者 <ul style="list-style-type: none"> 一定の資格等としては、以下のものがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会) ② 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械) ③ 上記保安責任者(冷凍機械以外)であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者 ④ 冷凍空気調和機器施工技能士(中央職業能力開発協会) ⑤ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 ⑥ 自動車電気装置整備士(平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者) ※Cの場合、資格等に加え、「十分な知見を有する者」を担保する講習として、環境省及び経済産業省が適正性を確認した講習の修了証の添付も必要となります。講習についての詳細は、環境省ホームページをご確認ください。http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/koushuu.html ○ 回収に係る十分な知見を有する者 <ul style="list-style-type: none"> 上記A、B、C(③を除く)に加え、 <ul style="list-style-type: none"> D. 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者 E. フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者 F. 技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械)) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aの写し→充填回収両方可能 ・ Cと受講修了証等の写し→充填回収両方可能 ・ Dの写し→回収のみ可能 </div>
<p>7. 使用料(手数料)納入票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5,000円(更新時は4,000円)の額面の石川県証紙を納入票にはり付けてください。(証紙の販売先に関しては県出納室のページをご確認ください。) 	

※ 申請の際はチェックしたこの提出書類一覧表も添付してください。

○登録の基準等について

次の欠格条項のいずれかに該当する場合又は第一種フロン類充填回収業者に係る登録の基準に適合していない場合は、登録することができません。

登録の基準等	チェック欄
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項に定める欠格事項 ※登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は登録できません。	
一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	
三 第35条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者	
四 第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが第35条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの	
五 第35条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者	
六 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの	
第一種フロン類充填回収業者の登録の基準(施行規則第9条)	
一 フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。	
二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。	
三 申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充填量が 50kg 以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、1分間に 200g 以上のフロン類を回収できるものであること。	

記載例

様式第1 (第8条関係)
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 登録申請書
登録の更新

該当しない方を消す。
(新規は下部分を消す。)

※登録番号		新規は未記入
※登録年月日		

令和 ○年 ○月 ○日

石川県知事

殿

(郵便番号) 123-4567

住所 石川県金沢市鞍月一丁目1番地

氏名 株式会社石川フロン充填回収
代表取締役 石川 一郎

住所、氏名は登記事項証明書、
住民票に記載されているとおり
記載する。

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (987)654-3210

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項 第30条第2項 の規定により、

必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名称	株式会社石川フロン充填回収 金沢営業所		
所在地	(郵便番号) 123-4567 石川県金沢市鞍月一丁目1番地		
	電話番号(987)654-3210		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	○
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	○
↓ フロン類の充填量が 50kg 以上の第一種特定製品	○	○	○
複数の事業所がある場合、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
○	○	○	○
○	○	○	○
回収設備の能力及び台数	回収設備の能力について 該当する欄に台数を記入		
	200g/min 未満		
CFC 用	台		
HCFC 用	台		
HFC 用		台	
CFC、HCFC 兼用		台	
CFC、HFC 兼用		台	
HCFC、HFC 兼用		台	
CFC、HCFC、HFC 兼用	1台	1台	

充填量が 50kg 以上の第一種特定製品の回収をする場合は、回収機器の合計能力が 200g/min 以上必要です。

(裏面)

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

フロン類の充填・回収について十分な知見を有する者

職氏名 金沢営業所 空調工事部 石川 二郎
資格 第一種冷媒フロン類取扱技術者

フロン類の充填回収を自ら行う者、
又は立ち会う者
(複数名いる場合は人数分記載)

第一種フロン類充填回収業者の登録後の手続き等について

① 登録更新（様式第1）

- ・ 5年ごとに更新を受けなければ、登録はその効力を失います。
- ・ 更新時の提出書類は新規登録時の提出書類と同じです。提出書類一覧表を参考に、書類をご用意ください。（手数料は 4,000 円）
- ・ 更新申請は登録満了日の 3ヶ月前から受け付けております。

② 変更届出（様式第2）

- ・ 次の事項を変更したときは、変更後 30 日以内に変更届出書（様式第2）を提出しなければなりません。変更届出書に加え以下の添付書類をご用意ください。

（ア）氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名

（ア：添付書類）

個人の場合：書類不要（住民基本台帳ネットワークで申請者情報を確認します。）

個人（外国人）である場合：外国人登録証明書の写し

法人の場合：発行日より 3ヶ月以内の登記事項証明書（履歴事項証明書）

欠格事項に該当しない旨の誓約書（任意）

（イ）事業所の名称及び所在地（添付書類不要）

（ウ）事業所の追加登録又は廃止

（ウ：追加登録の場合の添付書類（廃止の場合は添付書類不要））

① 新たに登録する事業所の情報を記入した書類

→様式第1の「事業所の名称及び所在地」以降の欄を記入したもの

② フロン類回収設備の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類

③ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

④ フロン類の充填及び回収に携わる者の資格等を示す書類

（※ ②～④の詳細については提出書類一覧表を参考にしてください。）

（エ）その業務に係る第一種特定製品の種類及び充填・回収しようとするフロン類の種類

（エ：添付書類）

① フロン類回収設備の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類

② フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

（※ ①及び②の詳細については提出書類一覧表を参考にしてください。）

③ 廃業届出（参考様式）

- ・登録を受けた事業者が次の事由に該当することとなった場合、その日から30日以内に廃業等届出書を提出しなければなりません。
- ・また、廃業等届出書と併せて、廃業した年度の4月1日から廃業日までの充填量・回収量等を様式第3に記載し、提出しなければなりません。
(※「年度末に保管していた量」が「0」でない場合、保管量が「0」になるまで次年度以降も毎年報告が必要です。)

該当する事項	届出者
ア 第一種フロン類充填回収業を廃止した場合	第一種フロン類充填回収業者であった、個人又は法人を代表する役員
イ 死亡した場合	その相続人
ウ 法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であったもの
エ 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
オ 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人

④ フロン類充填量・回収量等に関する報告（様式第3）

第一種フロン類充填回収業者は、様式第3により作成した報告書を年度終了後45日以内(5月15日まで)に県に提出しなければなりません。なお充填量及び回収量等の実績がない場合であっても報告する必要があります。
(※登録を受けた都道府県ごとの報告になりますので、石川県内での充填量及び回収量等を報告してください。)